

随意契約理由書

1 案件名称

総合福祉システム（福祉五法システム）施設等利用給付運用における LGWAN 端末にかかる AI-OCR サービス及び RPA ライセンスの利用

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 古田 正雄

3 随意契約理由

令和元年度から始まった幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）の事務の効率化を図るため、総合福祉システムを活用し、現在運用中である。令和3年度に更なる事務の効率化を図るため、手書き書類や帳票の文字読取を行いデータ化する AI 技術を使った OCR サービス（AI-OCR）を導入する改修（以下、「本件」とする。）を行った。本件は総合行政ネットワーク（LGWAN）を用いたクラウドでの運用とし、RPA を用いて職員の作業不要で AI-OCR 事業者の提供する外部サーバにネットワーク接続して利用する。併せて AI-OCR サービスにおいて画像処理された帳票を総合福祉システムに取り込むことにより、書類の内容確認にかかる時間の短縮を図っている。

総合福祉システム内の改修や保守については、総合福祉システムを所管する福祉局福祉システム課が（株）NTT データ関西と業務委託契約を結んでいるが、本件はそれ以外に当課既設の LGWAN 端末を用いて、総合福祉システムで使用するデータを作成するための AI-OCR サービスとして、（株）NTT データの自治体向け AI-OCR サービスである「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」を、RPA は同サービスと連携している「WinActor」を利用している。それらの利用にかかる契約については総合福祉システム外となるため、当課において契約を締結する必要がある。

（株）NTT データ関西は総合福祉システムの開発事業者であり、当該改修も同者が行った。「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」及び「WinActor」の利用は総合福祉システム内外の運用と密接な関係にあり、同者以外の者に履行させた場合、トラブル発生の際の責任の所在が不明確になり、システムの運用に支障が出るため、同者との契約が必要不可欠である。

以上の理由により、本案件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（幼稚園運営企画グループ）
（電話 06-6208-8085）

随意契約理由書

1 案件名称

もと大淀勤労青少年ホーム外 23 か所にかかる非常通報装置設備にかかる保守点検業務

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

3 随意契約理由

非常通報装置設備については、ボタンを押すと同時に電話回線を利用し大阪府警察本部で受信され、パトカーなどが緊急派遣されるという極めて公共性・緊急性の高いシステムであり、児童の安全を確保するのに必要不可欠な設備である。

装置の機能については、装置自体の自己診断機能により、装置の状態を常時チェックする機能があり、そのデータを一時的に保守センターへ通報している。また、回線の断線・短絡・混触といった異常を保守センターで監視し、緊急事態に備えている。

現在の装置の信号を受信できる保守センターを有する業者は、テルウェル西日本株式会社しかなく他業者では機器の故障や、回線の断線などといった異常事態には対応できない状況であり、その保守管理及び設定の変更等についてはテルウェル西日本株式会社以外では実施できない。

以上のことから本委託業務を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定によりテルウェル西日本株式会社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話 06-6208-8111）

随意契約理由書

1 案件名称

もと大淀勤労青少年ホーム外 19 か所自動扉開閉装置保守点検整備業務

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

自動扉は施設玄関に設置され、多数の関係者が利用する重要な設備であり、機能保持のため必要箇所の点検及び部品取替え並びに清掃・注油・調整等、整備その他の業務を定期的に行う必要がある。

自動扉は、各製造会社によりそれぞれ構造・規格・仕様及び使用部品が異なるためその保守業務については、保守技術の熟練度・経験及び障害発生時の対応、保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。また、北区子ども・子育てプラザ外 19 か所については、ナブコドア製の自動扉を設置している。

以上のことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により当該自動扉の製造・設置会社であるナブコドア株式会社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話 06-6208-8112）

随意契約理由書

1 案件名称

もと福島勤労青少年ホームエレベーター保守点検業務

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3 随意契約理由

昇降機設備については、建築基準法令により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社の保守関連サービス会社以外では実施できない。

以上のことから本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社の保守関連サービス会社である東芝エレベータ株式会社 関西支社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話 06-6208-8112)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市産前・産後母子支援事業（長期継続）業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大念仏寺社会事業団

3 随意契約理由

本事業の実施にあたっては、特定妊婦等の心情に寄り添い、ニーズを的確に把握したうえで、関係機関と連携して当該特定妊婦等の最善の利益に資する支援を行うことが求められるため、実施施設においては、人的条件及び設備的条件はもちろんのこと、高度な専門的技術及び豊富な知識・経験を有していることが不可欠である。実施施設が有する知識や経験、ノウハウを活かした優れた提案を受け、質の高い事業の継続を図り、安定した事業運営を確保するため、令和4年度から令和6年度の長期継続契約を前提に、公募型プロポーザル方式により契約相手方を募集した。

応募があった社会福祉法人 大念仏寺社会事業団は、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、本事業に対し明確な理念と高い意欲を有しているとともに、法人が運営する他の施設や事業の運営実績から、本事業について充実した取組みにつながる高い専門性を有していると評価され、契約相手方として適格であるとのことであった。その意見を踏まえ、社会福祉法人 大念仏寺社会事業団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 児童支援対策グループ
(電話番号 06-6208-8032)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市子育て活動支援事業他2事業（各区）業務委託（長期継続契約）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団 他12法人

3 随意契約理由

本事業は、子育て活動支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業の異なる3つの事業を一体的に実施し、子育て世帯に対して多角的な支援を行うことを特徴としており、相乗効果を生むような運営を期待している。また、子ども・子育てプラザの利用者だけでなく、これまで来館したことがなく、他の子育て支援サービスを利用したことがない子育て家庭に対しても、そのニーズを把握し、利用につなげたり、必要な支援を行ったり、子育てサークル・サロンなどの自主的な活動に参加してもらったりなど、より多くの子育て家庭に対し、求められるサービスを提供する必要がある。

よりよい市民サービスを行うためには、児童福祉、保育、児童の健全育成、心理学など、子育て支援に関係する各種の専門的な立場から、支援につながりにくい世帯の傾向と効果的なアプローチや、地域レベルでの子育て支援にかかる自主的な活動への支援などについて、民間事業者の手法や提案を取り入れることが必要であるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その際、安定した人材確保と事業実施を見込み、委託期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の長期継続契約とした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪教育文化振興財団他12法人の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪教育文化振興財団他12法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話 06-6208-8112）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府助産師会

大阪市天王寺区細工谷 1-1-5

会長 緒方 敏子

3 随意契約理由書

思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」は、大阪市立中学校に在籍する中学生及び保護者等を対象とし、性の問題をはじめとする思春期特有の医学的問題等の相談に応じるとともに、生命の尊さ、子育てに対する自覚及びお互いの性への理解を促す思春期健康教育を行うことにより、将来の結婚生活や妊娠、出産、子育てに重大な影響を与える思春期の男女の心身の健康保持増進に資する事業として、平成13年度より開始している。

本事業を委託する相手方事業者は、次の条件を満たしている必要がある。第一に、地域の特性や性に関する課題は実施校によって様々であり、健康教育のテーマについても各学校の課題に沿って設定する必要があるため、学校側のニーズへの対応力及び企画力が必要である。第二に、本事業の実施校は毎年50校前後あり、各学校の様々なニーズに対応できる講師を派遣するため、一定規模の職員数及び派遣調整の機能を有していることが必要である。第三に、妊娠及び出産、性感染症、性の多様性など思春期の性に関する疑問や個別相談に対して適切に答えられる必要があるため、思春期の性に関する課題全般についての豊富な知識、経験及び面接技術が必要である。第四に、性に関する相談は、妊娠や性感染症等の可能性があるなど受診や支援を要する場合があり、地域の医療機関や社会資源の情報の提供、区保健福祉センターとの連携を必要とするため、地域に根差した事業者であることが必要である。

一般社団法人大阪府助産師会(以下「助産師会」という。)は、これらの4つの条件を満たす事業者である。助産師会には事業開始当初の平成13年度から本事業を委託しているが、毎回事前に学校側と現状の課題を共有し、課題に応じた講義内容を企画・提案することで、地域や学校の特性・ニーズに応じた健康教育を企画している。また、性の健康、妊娠・出産、子育てや家庭支援の専門職である助産師の会員登録が約700人あり、安定的に講師を派遣できる体制を確立している。さらに助産師会では、妊娠、出産、子育て、思春期の性の悩みなどの無料相談及び性教育講座の実施など様々な活動を実施しており、性の課題全般に関する知識や経験及び面接技術を十分に有してい

る。また、育児困難のリスクが高い若年の妊婦や養育者等に対して訪問支援を行う本市の専門的家庭訪問支援事業の受託事業者でもあるため、市内の医療機関や区保健福祉センターとの連携体制を有しており、支援が必要な生徒から相談を受けた場合には継続フォローの対応も可能である。

以上により、本事業の委託先として助産師会が最も適しており、ほかに適切且つ確実に当該事業を遂行できる団体は存在しない。よって事業委託できる唯一の団体であるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とし、一般社団法人大阪府助産師会との特名契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）

（電話番号 06-6208-9966）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」

2 契約の相手方

社会福祉法人向日葵福祉会 理事長 岡本 恒男

3 随意契約理由

大阪市立森小路保育所では、保育所内において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報提供や子育てについての実践指導、子育てサークルの開催など多様な子育て支援事業を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とした子育て支援拠点事業を実施していたが、委託先法人による運営を行うこととし、公募の結果、令和元年12月に社会福祉法人向日葵福祉会が委託先法人として選定され、令和3年4月1日から委託先法人による運営を行っている。

大阪市立森小路保育所の運営委託化に伴い、保育所と一体で行っていた本事業について、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、公募選定にあたり本事業の実施を条件と付していたことから、選定後の令和2年度に引継ぎ・共同保育を実施し、本事業について委託先法人への引継ぎを行った。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記2の相手方と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課 （電話 06-6208-7574）

6 その他

令和4年3月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪府子ども教育・生活支援事業にかかる住民基本台帳等事務システム及び総合福祉システム内情報データ作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 古田 正雄

3 随意契約理由

大阪府において、新型コロナ、原油高などの物価高騰による府民生活への影響をふまえ、国交付金を活用したこどもへの支援として、18 歳以下のすべてのこどもたちへギフトカード等を配付する「大阪府子ども教育・生活支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本事業の実施にあたっては、住民基本台帳や児童福祉法に基づく措置状況の情報をもとに対象者や送付先住所等をリスト化し、対象者の申請行為がなくとも大阪府から対象者にギフトカード等を直接配付する所謂プッシュ型より、迅速な配付と申請手続き等の負担軽減を図るスキームとなっている。一方、住民基本台帳の整備は、住民基本台帳法第 1 条及び第 3 条の規定により市区町村の事務とされ、都道府県事務ではなく、また、児童福祉法第 27 条等に基づく措置については、地方自治法第 252 条の 19 等の大都市特例により指定都市の事務となっている。このため、大阪府は本事業を実施するための情報を有していないので、府内各市町村から住民基本台帳情報、あわせて政令指定都市である本市及び堺市から、児童の措置入所状況等の情報提供を受けなければならない。

今般、大阪府より、本市に対して情報提供依頼があり、ギフトカード等の配付を受ける市民の利益等を鑑み、大阪府へ情報提供を行うため、本市の各システムから情報を抽出しデータ作成等を行う必要が生じた。

本市では、大阪府が提供を希望する情報のうち、住民登録に係る情報は住民基本台帳等事務システム、措置児童等にかかる情報は総合福祉システムのみで一括管理しており、その他システムや紙台帳など他で管理していない。このため、情報提供に向けたデータ抽出や作成等ができる業者は、双方のシステムを開発し、かつ改修及び保守を担う株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西のみであり、その他業者では実施できない。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局企画部企画課企画グループ

(電話番号 06-6208-8337)